

令和7年度 第12回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年3月10日（火）午後3時00分～

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 10名 農地利用最適化推進委員 9名

1番 小松崎秀昭 君	1番 飯野利明 君
2番 浅野周一 君	2番 吉田典子 君
3番 飯塚尚志 君	
4番 山崎翔子 君	4番 寺田清 君
5番 大塚芳夫 君	5番 吉田誠 君
6番 吉田修夫 君	6番 糸賀稔 君
7番 飯村正弘 君	7番 本間保 君
8番 島田辰男 君	8番 諏訪原昌子 君
9番 柳生利幸 君	9番 塚原努 君
10番 横張清彦 君	10番 秋葉政男 君

4. 欠席委員：1名

農地利用最適化推進委員 3番 細田展之 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第52号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第53号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について

議案第56号 令和8年度阿見町農作業標準賃金（案）について

報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第50号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第52号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小松澤 智 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 満行 朋博 君

農業委員会事務局 大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員9名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番大塚芳夫委

員・6番吉田修夫委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第52号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第52号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は5件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

本件は、圏央道の4車線化事業に伴い、工事用地として3年の一時転用期間が経過しましたが、工事が完了していないことから、3年間の期間延長のため、再度、一時転用を申請した案件になります。事業計画については前回申請と同様になります。

申請地は、大字吉原地内の田16筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡、畑1筆〇〇㎡の内〇〇㎡、計17筆〇〇㎡。農地区分は、農振農用地区域内にある農地及び農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地になります。農地以外を含めた4車線化事業全体の計画面積は約36,900㎡です。

事業計画は、圏央道の4車線化事業に伴う一時的な工事用道路の設置、土の仮置き場、資機材の仮置き等工事用地となっています。

事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。

申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした。

また、本案件については、転用面積が3,000㎡を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、常設審議会に諮ってまいります。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字島津地内の畑1筆で、面積は〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積124.62㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行わず、現状のまま利用します。給水は地下水くみ上げ。雨水は敷地内に浸透枿を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましても、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

本件は、圏央道の4車線化事業に伴い、工事用地として3年の一時転用期間が経過しましたが、工事が完了していないことから、3年間の期間延長のため、再度、一時転用を申請した案件になります。事業計画については前回申請と同様になります。

申請地は、大字小池地内の田17筆、面積〇〇㎡の内〇〇㎡、畑4筆〇〇㎡の内〇〇㎡、計21筆〇〇㎡。農地区分は、農振農用地区域内にある農地及び農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地になります。農地以外を含めた4車線化事業全体の計画面積は約36,900㎡です。

事業計画は、圏央道の4車線化事業に伴う一時的な工事用道路の設置、土の仮置き場、資機材の仮置き等工事用地となっています。

事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及

ばす恐れがないと認められる場合に該当します。

申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした。

また、本案件については、転用面積が 3,000 m²を超えることから、茨城県農業会議が開催する常設審議会に諮る案件となりますので、本総会の審議結果をもって、常設審議会に諮ってまいります。

それでは整理番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積〇〇m²。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 76.18 m²。造成計画は、盛土及び切土等はいりません。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枡を設置し、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、大字若栗地内の畑 2 筆で、面積は〇〇m²。農地区分は、農業公共投資の行われていない 10ha 以上農地が広がっていることから第 1 種農地と判断いたしました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、鉄骨 2 階建て、建築面積 228.60 m²。造成計画は、40cm 程度の盛土を行い、周囲は防護柵を設けます。給水は公共上水道。雨水は水路放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、自己資金により賄います。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 5 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番 3 番を事務局、整理番号 2 番を 9 番柳生利幸委員、整理番号 4 番 5 番を小松崎秀昭委員お願い致します。

事務局： 整理番号 1 番については、当初の事業計画時点で国協議が整っている圏央道の 4 車線化事業になりますので、簡単ではありますが事務局からのご報告とさせていただきます。現地は、圏央道 4 車線化工事の工事用地となっており、当初から工期の延長も視野に入れた一時転用ということで、県とも協議済みの案件です。延長の期間についても、3 年以内となっておりますので、本申請については許可相当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号の 2 番は事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局： 整理番号 3 番については、当初の事業計画時点で国協議が整っている圏央道の 4 車線化事業になりますので、簡単ではありますが事務局からのご報告とさせていただきます。現地は、圏央道 4 車線化工事の工事用地となっており、当初から工期の延長も視野に入

れた一時転用ということで、県とも協議済みの案件です。延長の期間についても、3 年以内となっておりますので、本申請については許可相当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 4 番について報告します。整理番号の 4 番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 5 番について報告します。整理番号の 5 番は事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は利用可能な遊休農地で、管理等も適正に行われています。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 5 番でご質問等ありますか。（質問等なし）
なければ、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第53号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 5 3 号現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、3 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は大字君島地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。20 年以上前から山林化している土地になります。国土地理院の航空写真からも平成 17 年 11 月時点で山林化していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は大字飯倉地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。現地は 20 年以上前から山林化しており、地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 3 番について説明いたします。

願出地は、大字阿見地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。現地は 35 年以上前から車庫として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。申請の際に始末書の方も添付されていました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番 4 番山崎翔子委員、整理番号 2 番を 8 番島田辰男委員、整理番号 3 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

4 番： 整理番号1番についてご報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、願出地は山林化しており、農業用機械による整地ができない状況で、農地として利用することが物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行については、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については、現地確認の結果、願出地は森林化しており、農業用機械による整地ができない状況で、農地として利用することが物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行については、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は宅地化した農地で、復元しても継続利用することは

困難と見込まれ、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等があるかたは挙手願います。
なければ、本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。
よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について>

議 長： 続いて、議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について説明します。

今回は 20 件の計画となります。整理番号 1 番から 20 番、地目は田で 16 筆〇〇㎡畑で 17 筆、〇〇㎡貸し手 16 名、担い手は 12 名、法人 2 社となっております。詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 何か質問等ありますか。これより、議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

<議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について>

議 長： 続いて、議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 農地中間管理事業の再転貸になります。

整理番号 1 番から 2 番、地目は田で 2 筆〇〇㎡、担い手は〇〇になります。簡単ですが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 何か質問等ありますか。これより、議案第 55 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 56 号 令和 8 年度阿見町農作業標準賃金表（案）について>

議 長： 続いて、議案第 56 号令和 8 年度阿見町農作業標準賃金表（案）についてを議題と致します。8 番島田辰男委員説明をお願いします。

8 番： 令和8年度阿見町農作業標準賃金表について変更点のみ報告します。刈取り～乾燥・調整44,000円、乾燥・調整2,500円～3,000円、粃摺り1,000円～1,500円、全利用（田）79,000円となりました。また、農作業臨時雇用標準賃金について、茨城県の最低賃金を考慮し8,600円となりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 何か質問等ありますか。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<報告事項>

議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： 報告第 49 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 4 件です。

報告第 50 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 2 件です。

報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 6 件です。
報告第 52 号 非農地判断について島津で 4 件です。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 8 年 2 月 1 0 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局
お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

- ① 慶弔規定の改定について
時代に合っていない規定を会長交際費の規定に合わせるよう修正。
- ② 来月以降の現地調査、総会の日程について
現地調査：4 月 8 日（水）8：45 分集合 当番委員（飯村委員・島田委員）
総会：4 月 10 日（金）15：00～

現地調査：5 月 11 日（月）8：45 分集合
総会：5 月 13 日（水）15：00～
懇親会：5 月 13 日（水）18：00～ 魚清

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会
します。ご苦勞様でした。

午後 3 時 3 5 分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印